

地域型住宅グリーン化事業における地域の伝統的な建築技術の基準について

国土交通省による「地域型住宅グリーン化事業」における、本県の地域の伝統的な建築技術の基準については、下記を設けたものとする。また、区域の全部を適用範囲とし、令和4年度地域型住宅グリーン化事業から適用する。

石川県土木部建築住宅課長

記

以下に掲げる地域住文化要素のうち、いずれか3つ以上に該当すること。

- ・母屋の屋根全体が瓦屋根であること
- ・屋根の一部又は庇（一間以上）が銅板葺屋根（一文字葺）であること
- ・外壁の一面以上が木製押縁板外壁であること
- ・外壁の一面以上又は内壁の一間以上がしっくい仕上壁であること
- ・外壁の一面以上又は内壁の一間以上が砂壁であること
- ・外壁の一面以上又は内壁の一間以上が土塗壁であること
- ・木製建具（棧及び框の組合せにより制作されるもの）が1枚以上であること
- ・障子又は襖（枠、中子骨により構成される和襖）が合計2枚以上であること
- ・框戸を設けていること
- ・単層材床板張（室又は廊下の1以上。縁側、板の間を含む。）であること
- ・畳の間（3畳以上。表はいぐさ、床は稲わらを用いた和畳によるもの。）を設けていること
- ・軒（外壁の一面以上）が深い軒の出（900mm以上）であること
- ・欄間を設けていること
- ・床の間を設けていること

以上